

http://www.city.abiko.chiba.jp/

(毎月1日・16日発行) 平成29年(2017年) No.1421

携帯サイト http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/ 編集・発行 我孫子市役所 総務部秘書広報課 広報室  
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 ☎04-7185-1111 (代表) FAX04-7185-1520

## 男女共同参画都市宣言

2001(平成13)年6月26日制定

21世紀の扉が開いた今、私たちは輝く未来を創りたい。自分を活かし、他人を認め、女も男も共にいきいきとした暮らしができるまち我孫子にするために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女がお互いの人権を尊重する我孫子にします。
- 2 私たちは、社会のあらゆる分野で、男女が平等に参画する我孫子にします。
- 3 私たちは、男女が一人ひとり自立し、責任を分かち合う我孫子にします。

## 税の申告の準備はお早めに

平成28年分の確定申告の受付期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です。確定申告書や手引きは1月23日(月)から市役所、各行政サービスセンターで配布します(枚数に限りがあります)。また、市・県民税の申告が必要と思われる方には、1月23日(月)に市・県民税申告書を発送します。3月15日(水)までに申告してください。郵送でも申告できます。市・県民税申告書が届かない場合は課税課までご連絡ください。

確定申告：柏税務署 ☎7146-2321、市・県民税の申告：課税課・内線335

### 柏税務署の申告書作成会場

### 所得税・復興特別所得税・贈与税・個人消費税

期間 2月10日(金)～3月15日(水)

※土・日曜、祝日を除く。  
2月19日(日)・26日(日)は開設時間 午前9時～午後5時(受付8時30分)

※会場混雑時は受付を早めに締め切る場合があります。午後4時ごろまでにお越しください。

※2月19日(日)・26日(日)は、確定申告の相談・申告書等の受付を行います。国税の領収、電話相談、納税証明書の発行等を行います。※柏税務署の駐車場は4月中旬まで使用できません。

### 年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の

### 市・県民税の申告

平成28年度に市・県民税の申告をした方、どなたの扶養でもなく申告のない方などに対して、平成29年度市・県民税申告書を発送します。平成28年中に収入がなかった方などは申告の義務はありません。

### 税理士による無料申告相談会

日時 1月26日(木)・27日(金)午前9時30分～午後3時30分

場所 あびこ市民プラザホール(あびこショッピングプラザ3階) ※並ぶ際は平面駐車場の市民プラザ入口でお待ちください。

内容 小規模納税者の所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税、年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書の作成

※申告書等の提出のみの場合はお預かりできません。贈与税、住宅借入金等特別控除、譲渡所得(土地、建物、株式など)の相談は行っていません。

定員 先着250人(午前9時～整理券を配布。定員になり次第終了)

☎ 柏税務署 ☎7146-2321

### 申告に必要なもの

- ① マイナンバー(個人番号)カードまたは②番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(①を除く)
- ③ 運転免許証、旅券、障害者手帳、在留カードなど
- ※今回から申告書に個人番号の記載が必要です。申告書の提出時には申告者本人

### 平成28年分の申告・納付期間

税目	申告・納付期間
所得税・復興特別所得税	2月16日(木)～3月15日(水)
消費税(個人事業者)	1月 4日(水)～3月31日(金)
贈与税	2月 1日(水)～3月15日(水)

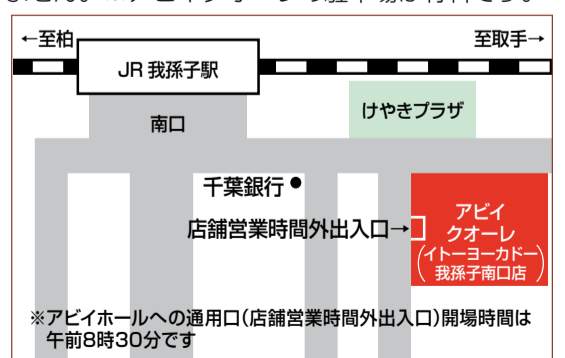
※所得税・復興特別所得税、消費税の納税には、便利な振替納税をご利用ください。平成28年分の口座引落日…所得税・復興特別所得税4月20日(木)、消費税4月25日(火)  
※期限を過ぎて申告・納税すると、加算税や延滞税がかかる場合があります。

### 市の申告会場

日程	受付時間	会場	受付内容
2月16日(木)・17日(金)	午前9時～11時30分、午後1時～3時30分	布佐南 近隣センター	◎市・県民税の申告受付
2月20日(月)・21日(火)	午後1時～3時30分	湖北地区公民館	◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署に回送)
2月22日(水)～3月15日(水)の平日のみ	午前9時～11時30分、午後1時～4時	アビイホール(アビイクオーレ3階)	◎簡単な確定申告書の作成相談

※混雑状況により、午前中は早めに受付を終了する場合があります。※土・日曜日は開催しません。※アビイクオーレの駐車場は有料です。

※個人番号の確認があるため、提出のみでも時間がかかります。※各会場とも初日は大変混み合いますので、時間に余裕を持ってご来場ください。※作成済みの確定申告書は、3月15日(水)まで市役所課税課窓口でも提出できます。



- ① または ② の提示が必要です。各申告書を郵送で提出する場合や市の申告会場・窓口で確定申告書を提出する場合、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。
- ◎ 扶養親族の個人番号がわかる書類
- ◎ 印鑑
- ◎ 本人名義の口座のわかる書類(確定申告で還付を受ける場合)
- ◎ 給与所得者：給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◎ 年金受給者：公的年金等の源泉徴収票(原本) (年金振込通知書ではありませんのでご注意ください)
- ◎ 営業や農業等の事業所得者、不動産所得者：収支内訳書または青色申告決算書
- ◎ 生命保険料・地震保険料の支払いのある方：控除証明書(原本)
- ◎ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付書や口座振替で支払った方：納付済確認書(納付済確認書は1月中旬に担当課から発送します。なお、公的年金等から引き落

- としされている保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されていますので、書類は必要ありません。
- ◎ 国民年金保険料の支払いのある方：日本年金機構から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書(いずれも原本)
- ◎ 医療費控除を受ける方：領収証(原本) (事前に合計金額の集計をお願いします。医療費の補てん金がある場合、その金額がわかる書類も必要です)
- ◎ 障害者控除を受ける方：障害の等級のわかる障害者手帳の写し、または障害者控除対象者認定書
- ◎ 寄附金控除を受ける方：寄附金控除の対象となる寄附金の領収書全て
- ◎ 国外居住親族の扶養控除等を受ける方：「親族関係書類」および「送金関係書類」(書類が外国語で作成されている場合、その翻訳文も必要です)

※平成28年中に得た全ての収入がわかる資料が必要です。源泉徴収票が複数ある場合は全て必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。この他にも申告の内容に応じた必要な書類があります。

来年(平成29年分・平成30年度)の申告から医療費控除の特例が創設されます。特例の対象となる医薬品の支払合計額が1万2000円を超えている場合(上限10万円)で、特例の適用を受ける予定の方は、1月1日以降に特例の対象となる医薬品を購入したレシート等を保管しておくことをお勧めします。なお、特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除の適用を受けることができません。詳しくは今後お知らせします。